

外来種：予防、導入、影響緩和のための中間的原則指針

(生物多様性条約第5回締約国会議文書
：UNEP/CBD/5/3 一部抜粋 環境庁仮訳)

<用語の定義>

- ・ alien, alien species・・・通常の分布域外に出現している種(外来種)
- ・ alien invasive species・・・外来種のうち生態系、生息域、種に危害を与えるもの(侵入種)

A 総論

原則1 予防的アプローチ

外来種の生物多様性への影響が予測不可能だとすれば、意図的導入に関する決定と同様に非意図的導入の発見と予防は、予防的アプローチに基づくべきである。潜在的に侵入種あるいは潜在的な経路によってもたらされる環境上の、社会的、経済的なリスクに関する科学的確実性の不足は、潜在的な侵入種の導入に対して予防措置をとらない理由として使われるべきではなく、侵入の長期的な影響に関する確実性の不足は、撲滅、封じ込め、制御措置を先延ばしする理由として使われるべきでない。

原則2 3段階のアプローチ

一般的に、予防は、侵入種の導入後に取られる措置よりもはるかに費用対効果が高く、環境的にも望ましい。侵入種の侵入を(国家間、国内双方において)予防することに優先順位を置くべきである。すでに侵入が生じている場合には、外来種の定着と拡散を防止する行動に着手すべきである。できるだけ初期の段階での撲滅が好ましい方法である(原則13)。撲滅の実現が不可能あるいはその費用対効果が低い場合には、封じ込め(原則14)と長期的制御措置(原則15)を検討すべきである。(環境面、経済面双方での)利益と損失の検討は長期的にみた上でなされるべきである。

原則3 エコシステムアプローチ

侵入種に対処する全ての措置は、本条約の関連する条項や締約国会議における決定にそって、エコシステムアプローチに基づくべきである。

原則4 国の責任

各国は他国に対して侵入種の潜在的な供給源となりうる危険性を認識し、その危険性を最小限にするための適切な行動を取るべきである。本条約の第3条および「環境と開

発に関するリオ宣言」(1992年)の原則2によれば、各国は自らの管轄あるいは管理下における活動が、他国や国家の管轄範囲を越えた地域の環境汚染をもたらさないよう確保する責任がある。侵入種に関して他国に対し危険となりうる活動には以下の点が含まれる。

- (a) 他国への侵入種の意図的または非意図的な移動(原産国では無害な種も含む)。
- (b) 自国への外来種の意図的または非意図的な導入により、その種がその後(人間による媒介のあるなしにかかわらず)他国に分布を広げ侵略的となる危険性がある場合の自国への導入。

原則5 調査とモニタリング

問題に対処するための十分な知識の基礎を築くために、各国は侵入種に関する適切な調査、モニタリングに着手すべきである。そこでは、侵入の経緯(原産地、経路、時期)、侵入種の特徴、侵入の生態、関係する生態的、経済的な影響と経過を記述する必要がある。モニタリングは新たな外来種の早期発見において重要である。目標を絞った調査と全般的な調査が必要であり、地域社会の参加によって効果があがる。

原則6 教育と普及啓発

各国は外来種の導入に伴う危険性に関する教育と普及啓発を促進すべきである。影響緩和措置が必要とされる場合には、地域社会や適切な分野の団体にどのようにしてその措置を支援するかを知らせるために、教育と普及啓発に重点を置いたプログラムを開始すべきである。

B 防止

原則7 国境でのコントロールと検疫措置

1. 各国は以下の点を確実にするために国境でのコントロールと検疫措置を実施すべきである。
 - (a) 意図的な導入は適切な許可を必要とする(原則10)。
 - (b) 外来種の非意図的または無許可の導入は最小限に抑える。
2. これらの施策は外来種とその潜在的な移入経路に関するリスク評価に基づくべきである。既存の適当な政府機関は必要に応じて強化、拡大され、職員はこれらの施策を実施できるように適切な訓練を受けるべきである。早期発見システムと地域の連携は有効であると考えられる。

原則8 情報交換

各国は予防、導入、影響緩和措置をする際に利用される、生態系、生息地、種を脅かす外来種の情報を編纂し普及させるために、現在世界侵入種プログラム(GISP)が手

がけているようなデータベースの開発を支援すべきである。データベースは事例のリスト、侵入種の分類、生態学的情報、および可能であれば制御方法の情報を含むべきである。これらの情報は、世界侵入種プログラムによって編纂されているような国内の、地域的な、国際的な指針、手順、勧告と同様に、特にクリアリングハウス・メカニズムを通じて広く普及が促進されるべきである。

原則 9 能力構築を含む協力

状況次第であるが、国の対応は単に国内だけのこともありうるし、以下のような二国間かそれ以上の国による協力を必要とすることもある。

- (a) 輸出する種が受入国で侵入的になる可能性があることを原産国が知っている場合に、輸出国は輸入国に種の潜在的な侵略性に関する情報をできる限り提供すべきである。特に輸出国が類似した環境を持つ場合には注意が必要である。
- (b) 二国間または多国間で協定を結び、特に有害な侵入種を対象とした特定の外来種の取引を規制するために利用すべきである。
- (c) 各国は、外来種の導入におけるリスク評価に必要な専門的技術や、財政面も含め資源が不足している国に対する能力構築プログラムを支援すべきである。そのような能力構築には技術移転や研修プログラムの開発が含まれる。

C 種の導入

原則 10 意図的導入

意図的導入は関係する国家機関からの適切な許可なくして行われるべきでない。環境影響評価を含むリスク評価は、提案された導入を許可するかしないかを決定する前に評価プロセスの一部として実施されるべきである。各国はこの事前評価に基づいて、自国と近隣諸国内で生態系、生息地、種に容認できない損害を与えないと考えられる外来種についてのみ導入を許可すべきである。その導入が損害を与えないことを立証する責任は、導入の提案者に帰されるべきである。さらに、そのような導入により予想される利益は実質的、潜在的な悪影響とそれに関連する費用を大きく上回るべきである。導入の許可には適当な場合、影響緩和計画、モニタリング手続き、封じ込めのための要件といった条件を付すことができる。予防的アプローチは上記の全措置を通じて適用されるべきである。

原則 11 非意図的導入

1. 全ての国は非意図的導入（または定着して侵略的になった意図的導入）に対処するための適切な規定を持つべきである。そこには、法律や規則による措置と、適切な責任と迅速かつ効果的な行動に必要な資金、人材を有する機関が含まれる。
2. 非意図的導入をもたらす共通の経路を見つけ出す必要があり、そのような導入を最

小限にするための適切な規定を持つべきである。非意図的導入の経路にはしばしば漁業、農業、林業、園芸、海運（バラスト水の放出を含む）、地上、航空輸送、建設事業、造園、鑑賞魚養殖、観光、野生動物牧場等様々な分野の活動が関わっている。これらの活動に対して環境影響評価を求める法律は、侵入種の非意図的導入に伴うリスク評価も必要とすべきである。

D 影響緩和

原則 1 2 影響緩和

侵入種の定着が発見された場合には、各国はその悪影響を緩和するために撲滅、封じ込め、制御といった段階で措置を講じるべきである。撲滅、封じ込め、制御に使われる技術は費用対効果が高く、環境、人間、農業に対して安全であり、社会的、文化的、倫理的に容認できるものとすべきである。影響緩和措置は予防的アプローチに基づいて、侵入のできるだけ初期の段階で行われるべきである。そのため、潜在的なものも含めた新たな侵入種の導入を早期に発見することは重要であり、迅速に次段階の行動を取りうる能力を伴っている必要がある。

原則 1 3 撲滅

実現可能で費用対効果が高い場合には、撲滅は定着した侵入種に対する他の措置よりも優先的に行われるべきである。侵入種を撲滅する最良の機会、個体群が小さく地域的な分布にとどまっている侵入の初期段階である。そのため、危険性の高い侵入地点に焦点を絞った早期発見システムはきわめて有効である。広範な協議を通じて構築される地域社会による支援は、撲滅計画にとって不可欠な要素である。

原則 1 4 封じ込め

拡散の防止（封じ込め）は、撲滅が適当でなく、侵入種の生息域が限定され明確な境界線の中での封じ込めが可能な場所でのみ適切な対策である。区域外での定期的なモニタリングと新たな突発を防ぐための迅速な行動は不可欠である。

原則 1 5 制御

制御措置は、単に侵入種の数減らすというよりも、むしろ生じる被害を減らすことに重点を置くべきである。効果的な制御はしばしば統合された技術の幅に左右される。ほとんどの制御措置は定期的な実施されることが必要であり、その成果をあげ維持するためには継続的な予算と長期間にわたる関与が必要となる。生物的制御は時には継続的な予算も無く、侵入種を長期間抑えることができる場合があるが、必ず既存の国内規則、国際的取り決めおよび上記の原則 10 にそって実施されるべきである。